

第4回「セグロウリミバエ対策検討会議」の概要 (令和7年10月28日開催)

本検討会議において、第3回「セグロウリミバエ対策検討会議」における議論を踏まえ、今後の防除対策の検討を行った結果、以下により対応することが妥当とされた。

今後の防除対策について

セグロウリミバエのまん延を防止するため、沖縄県本島に加え、県北部の3離島村（伊江村、伊是名村及び伊平屋村）を対象とし、実施期間を令和9年3月31日までとして、植物防疫法第17条に基づく緊急防除を継続する。

以上